



2013年12月3日
株式会社日立製作所
執行役社長 中西 宏明
(コード番号:6501)
(上場取引所:東・名)

日立メディコ株式に係る公開買付届出書の訂正届出書の提出に関するお知らせ

株式会社日立製作所(以下、当社)は、2013年11月13日に、株式会社日立メディコ(執行役社長:北野昌宏/以下、対象者)の普通株式を公開買付け(以下、本公開買付け)により取得することを公表しましたが、本日、以下のとおり、金融商品取引法第27条の8第1項の規定に基づき公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出したのでお知らせします。

記

訂正届出書の内容

2013年11月14日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正および追加すべき事項があったので、訂正届出書を提出しました。訂正の内容は、以下のとおりです。

- ・2013年11月14日現在において対象者の株券等を所有していた特別関係者が新たに判明したことに伴う記載事項の訂正および追加

(注) なお、新たに判明した特別関係者は、いずれも、小規模所有者(金融商品取引法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者)に該当します。

(ご参考)本公開買付けの概要

1. 対象者名

株式会社日立メディコ

2. 買付け等の期間(届出当初の買付け等の期間)

2013年11月14日(木曜日)から2013年12月19日(木曜日)まで(26営業日)

3. 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,800円

4. 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
14,752,335 株	－ 株	－ 株

なお、本公開買付けの詳細は、2013 年 11 月 13 日公表の当社ニュースリリース「当社子会社である株式会社日立メディコ(証券コード 6910)の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載のとおりです。

以上

将来の見通しに関するリスク情報

本資料における当社の今後の計画、見通し、戦略等の将来予想に関する記述は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等の結果は見通しと大きく異なることがあります。

その要因のうち、主なものは以下の通りです。

- ・ 主要市場(特に日本、アジア、米国およびヨーロッパ)における経済状況および需要の急激な変動
- ・ 為替相場変動(特に円/ドル、円/ユーロ相場)
- ・ 資金調達環境
- ・ 株式相場変動
- ・ 持分法適用関連会社への投資に係る損失
- ・ 価格競争の激化(特にデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 新技術を用いた製品の開発、タイムリーな市場投入、低コスト生産を実現する当社および子会社の能力
- ・ 急速な技術革新
- ・ 長期契約におけるコストの変動および契約の解除
- ・ 原材料・部品の不足および価格の変動
- ・ 製品需給の変動
- ・ 製品需給、為替相場および原材料価格の変動並びに原材料・部品の不足に対応する当社および子会社の能力
- ・ 社会イノベーション事業強化に係る戦略
- ・ 事業構造改善施策の実施
- ・ コスト構造改革施策の実施
- ・ 主要市場・事業拠点(特に日本、アジア、米国およびヨーロッパ)における社会状況および貿易規制等各種規制
- ・ 製品開発等における他社との提携関係
- ・ 自社特許の保護および他社特許の利用の確保
- ・ 当社、子会社または持分法適用関連会社に対する訴訟その他の法的手続
- ・ 製品やサービスに関する欠陥・瑕疵等
- ・ 地震、津波およびその他の自然災害等
- ・ 情報システムへの依存および機密情報の管理
- ・ 退職給付債務に係る見積り
- ・ 人材の確保

その他の注意事項

- ・ 本ニュースリリースは、本公開買付けを一般に公表するための発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本ニュースリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、またはその一部を構成するものではなく、本ニュースリリース(もしくはその一部)またはその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

- ・ 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続および情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続および基準は、米国における手続および情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(**Securities Exchange Act of 1934**) (その後の改正を含みます。) 第13条(e)項または第14条(d)項および同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続および基準に沿ったものではありません。本ニュースリリースに含まれる全ての財務情報が米国の会社の財務情報と同等のものとは限りません。また、日立が米国外で設立された会社であり、その役員の大部分が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利および請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社またはその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社およびその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。
- ・ 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- ・ 本ニュースリリースの発表、発行または配布は、国または地域によって法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国または地域においては、仮に本ニュースリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込みまたは売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。
- ・ 対象者のファイナンシャル・アドバイザー(その関連会社を含みます。)は、その通常の業務の範囲において、日本の証券取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法 (**Securities Exchange Act of 1934**) (その後の改正を含みます。) 規則14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザーの英語ホームページ(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。

■お問い合わせ先

コールセンター

TEL: 0120-844-922(フリーダイヤル)

受付時間 9:00~18:00(平日のみ)

(開設期間:2013年11月13日~12月27日)

このニュースリリースにおける将来予測に関する情報は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいています。このため、実際の結果と大きく異なったり、予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。
